

令和6年度第2回国民健康保険運営協議会

【諮問事項】

日野市国民健康保険税率等の改定について(説明資料)

日野市市民部保険年金課

令和6年8月22日

【目 次】

1. 国民健康保険に関する状況	1 ページ
2. 税率改定を行う主な理由	1 ページ
3. 他市の状況	2ページ
4. 税率改定の上げ幅について	2ページ
5. 東京都 49 市区 令和6年度国民健康保険税(料)率等	3ページ
6. 令和6年度標準保険税率 国民健康保険税率等の令和7年度改定内容(案)	4ページ
7. 財政健全化(変更)計画書について	5ページ
8. 国民健康保険税の軽減・減免	6ページ
9. 期別納付額における端数調整の見直しについて	7ページ

1. 国民健康保険に関する状況について

- 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に、保険料(税)(以下「保険税」という。)が変動し、財政運営が不安定になるという課題がある。
- このため、平成 30 年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険税変動の抑制等を図るため、保険者の規模について、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとした。また、平成 30 年度から令和5年度まで、都道府県単位化に伴う保険料の激変緩和期間(都道府県単位化に伴う保険料の急上昇を防ぐための期間)としてきた。
- さらに、保険税水準の統一に向けた取組を進め、都道府県単位での安定的な財政運営を確保するために、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 66 号。以下「令和3年改正法」という。)、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 31 号。以下「令和5年改正法」という。)により、令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」、「国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)の必須記載事項とした。
- 令和3年改正法及び令和5年改正法の趣旨を踏まえつつ、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、現行の国保運営方針期間(令和6年度から令和 11 年度まで)は、保険税水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけ、国としても各都道府県における取組を支援するため、令和5年 10 月に保険料水準統一加速化プランを策定し、令和6年4月からは国保保険料水準統一加速化プロジェクトチームを発足したところである。
- こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月 21 日閣議決定)においても、「国民健康保険制度については、都道府県内の保険税水準の統一を徹底するとともに、保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行う。」とされ、保険税水準の統一を徹底することが明記されたことを踏まえ、都道府県における保険税水準統一の取組の更なる加速化を目的とし、令和6年6月に保険料水準統一加速化プランが改定され、第2版が示された。―

2. 税率改定を行う主な理由

- 令和6年3月(直近)に東京都へ提出している国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)では、令和7年度に税率改定を実施する計画としている。
これは、広域化当初(平成 30 年度)に策定した計画(令和元年度から2年に一度税率改定を実施する)に基づくものであり、税率改定を着実に進めていくことが重要で

あると考えている。

- 事業費納付金(毎年、東京都から示された金額を納付する)は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4・5年度と大幅に増額となった。令和6年度は減となったが、被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人当たり医療費は増加傾向であり、今後も納付金が増額となる可能性は高い。
- 現状の日野市の税率はまだまだ低く、日野市に示された標準保険税率には大きな開きがあるが、国は令和17年度までに都道府県内の保険料水準を完全統一するよう求めている。その場合、段階的に改定を実施していないと、統一の際に急激な増額により被保険者に大きな負担を強いることになってしまう。
- 昨今の物価高騰が心配される中での税率改定であり、不安視する市民もいることは市も認識している。しかしながら、日野市の現行税率は都内でも低い位置にあるため、緩やかな上げ幅でも改定は必要と考える。

3. 他市の状況

- 日野市の赤字(決算補填を目的とした一般会計繰入金)解消は令和19年度の予定。
- 八王子市は赤字解消済みだったが、令和5年度の事業費納付金の増額により、令和6年度も税率改定が必要となった。
- 令和5年度に東大和市、令和6年度に八王子市、令和7年度に立川市・東久留米市が赤字解消予定。
- 令和6年度時点で、解消年度が令和19年度以降なのは、昭島市・国立市(令和20年度)、西東京市(令和21年度)、小金井市(令和22年度)、調布市(令和23年度)、府中市・国分寺市(令和24年度)の7市。
- 令和6年度に税率改定を行ったのは、26市中17市。改定をしなかったのは、日野市を含む9市となっている。

4. 税率改定の上げ幅について

- 今までどおり、緩やかな上げ幅としたい。
- 昨今の物価高騰が心配される中での値上げとなるため、応能の所得割のみ改定することも検討したが、所得割、均等割とも日野市は低いため、都内の平均とはそれぞれ差がある。偏った値上げは、後に苦しい値上げとなると判断したため、所得割、均等割ともに改定を行うこととした。
- 都全体の保険料(税)水準が統一となる前に、少しでも早く東京都内の平均値に近づけておく必要があると考えている。

5. 東京都 49 市区 令和6年度国民健康保険税(料)率等

【モデル世帯】 世帯員 2名(40代)、給与収入 300万円

はR6年度改定あり

令和6年6月18日作成

6 年 度 順 位	5 年 度 順 位	保 險 者 名	医 療 分				後期高齢者支援金分				介 護 分				課税基礎額		1,590,000	
			所得割		均等割		所得割		均等割		所得割		均等割		給与収入		3,000,000	
			改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	固定資産税額		－	
			(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	加入人数		2	
①	①	江 戸 川 区	9.40	8.00	51,600	47,100	3.15	2.76	17,400	16,200	2.63	2.58	18,000	17,700	252,660	84,885	77,817	415,362
②	②	港 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.07	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
③	③	墨 田 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.14	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
④	④	品 川 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.20	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑤	⑤	大 田 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.20	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑥	⑥	世 田 谷 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.30	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑦	⑦	澁 谷 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	1.99	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑧	⑧	豊 島 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.24	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑨	⑨	練 馬 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.23	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑩	⑩	足 立 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.23	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑪	⑪	葛 飾 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.36	2.22	16,500	16,200	236,371	77,520	70,524	384,415
⑫	⑫	江 東 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.31	2.23	16,500	16,200	236,371	77,520	69,729	383,620
⑬	⑬	北 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.28	2.13	16,500	16,200	236,371	77,520	69,252	383,143
⑭	⑭	板 橋 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.28	2.16	16,500	16,200	236,371	77,520	69,252	383,143
⑮	⑮	中 央 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.26	2.07	16,500	16,200	236,371	77,520	68,934	382,825
⑯	⑯	目 黒 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.31	16,500	15,100	2.20	1.93	16,500	16,200	236,371	77,520	67,980	381,871
⑰	⑰	杉 並 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.20	2.20	16,500	16,200	236,371	77,520	67,980	381,871
⑱	⑱	台 東 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.19	1.99	16,500	16,200	236,371	77,520	67,821	381,712
⑲	⑲	新 宿 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.16	1.75	16,500	16,200	236,371	77,520	67,344	381,235
⑳	⑳	文 京 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.14	1.92	16,500	16,200	236,371	77,520	67,026	380,917
㉑	㉑	荒 川 区	8.69	7.17	49,100	45,000	2.80	2.42	16,500	15,100	2.01	1.87	16,500	16,200	236,371	77,520	64,959	378,850
㉒	㉒	中 野 区	8.32	7.64	46,200	42,300	2.88	2.65	15,900	14,400	2.13	2.10	18,000	18,000	224,688	77,592	69,867	372,147
1	1	八 王 子 市	7.73	7.29	46,500	43,000	2.83	2.38	16,600	13,600	2.28	2.28	16,700	16,700	215,907	78,197	69,652	363,756
2	2	千 代 田 区	7.63	7.30	45,400	38,700	2.74	1.98	15,000	12,700	1.64	1.44	16,200	16,100	212,117	73,566	58,476	344,159
3	3	東 大 和 市	7.42	7.42	37,200	37,200	2.50	2.50	12,300	12,300	2.45	2.45	14,100	14,100	192,378	64,350	67,155	323,883
4	4	東 村 山 市	6.70	6.00	40,800	36,800	2.25	2.05	13,500	12,400	2.15	2.05	16,000	15,400	188,130	62,775	66,185	317,090
5	5	町 田 市	6.61	6.25	38,900	36,500	2.22	2.09	12,900	12,100	2.00	1.94	15,000	14,600	182,899	61,098	61,800	305,797
6	6	武 蔵 村 山 市	6.75	6.24	35,200	33,400	1.81	1.81	12,500	12,500	1.76	1.76	13,000	13,000	177,725	53,779	53,984	285,488
7	7	東 久 留 米 市	5.81	5.52	35,900	34,700	2.18	2.15	13,200	12,900	1.94	1.88	14,400	14,400	164,179	61,062	59,646	284,887
8	8	立 川 市	6.58	6.58	32,100	32,100	2.24	2.24	11,700	11,700	1.69	1.69	14,500	14,500	168,822	59,016	55,871	283,709
9	9	青 梅 市	6.25	6.00	33,000	30,600	2.07	1.95	12,000	11,200	1.95	1.85	13,100	12,200	165,375	56,913	57,205	279,493
10	10	羽 村 市	6.43	6.09	27,300	25,800	2.33	2.24	11,200	10,700	2.15	2.10	13,100	12,800	156,837	59,447	60,385	276,669
11	11	小 平 市	6.01	5.68	27,000	25,700	2.29	2.08	12,900	11,600	1.85	1.61	15,900	15,300	149,559	62,211	61,215	272,985
12	12	小 金 井 市	6.04	6.04	26,000	26,000	2.05	2.05	13,000	13,000	2.00	2.00	15,000	15,000	148,036	58,595	61,800	268,431
13	13	福 城 市	5.73	5.16	37,200	34,100	1.37	1.19	9,400	8,300	2.19	2.19	13,100	13,100	165,507	40,583	61,021	267,111
14	14	あ き る 野 市	5.79	5.79	30,000	30,000	2.08	2.08	11,400	11,400	1.97	1.97	13,500	13,500	152,061	55,872	58,323	266,256
15	15	日 野 市	5.60	5.60	32,400	32,400	1.90	1.90	11,400	11,400	1.90	1.90	14,100	14,100	153,840	53,010	58,410	265,260
16	16	国 分 寺 市	6.00	5.46	28,000	28,000	1.98	1.80	12,000	12,000	1.84	1.57	14,000	14,000	151,400	55,482	57,256	264,138
17	17	福 生 市	5.39	5.00	29,700	27,000	2.25	2.17	13,200	12,800	1.79	1.73	14,000	13,500	145,101	62,175	56,461	263,737
18	18	三 鷹 市	5.70	5.30	29,000	28,000	2.20	2.00	11,800	11,200	1.60	1.50	13,400	13,000	148,630	58,580	52,240	259,450
19	19	昭 島 市	5.60	5.60	27,500	27,500	2.25	2.25	11,500	11,500	1.70	1.70	14,500	14,500	144,040	58,775	56,030	258,845
20	20	武 蔵 野 市	5.62	5.10	31,000	27,400	1.95	1.95	11,300	10,600	1.65	1.65	13,600	12,900	151,358	53,605	53,435	258,398
21	21	清 瀬 市	5.92	5.48	28,000	28,000	2.01	1.87	10,000	10,000	1.90	1.90	13,000	13,000	150,128	51,959	56,210	258,297
22	22	多 摩 市	5.81	5.59	29,300	28,200	1.89	1.82	12,000	11,600	1.68	1.62	12,200	11,800	150,979	54,051	51,112	256,142
23	23	狛 江 市	5.65	5.51	27,900	27,200	1.97	1.92	11,300	11,000	1.84	1.79	13,600	13,300	145,635	53,923	56,456	256,014
24	24	調 布 市	5.52	5.52	29,000	29,000	1.98	1.98	10,300	10,300	1.75	1.75	12,000	12,000	145,768	52,082	51,825	249,675
25	25	西 東 京 市	5.41	5.41	31,600	31,600	1.68	1.68	6,500	6,500	1.64	1.64	14,300	14,300	149,219	39,712	54,676	243,607
26	26	国 立 市	5.50	5.50	20,000	20,000	1.80	1.80	10,000	10,000	1.85	1.85	11,000	11,000	127,450	48,620	51,415	227,485
27	27	府 中 市	5.05	4.75	23,720	23,720	1.64	1.48	7,440	7,440	1.64	1.55	9,840	9,840	127,735	40,956	45,756	214,447
区市平均			7.26	6.45	39,580	36,980	2.42	2.19	13,870	12,966	2.07	1.96	15,084	14,850				
市平均			6.15	5.88	32,138	30,700	2.11	2.01	11,854	11,388	1.89	1.83	14,023	13,823				
区平均			8.66	7.23	48,922	44,700	2.82	2.42	16,448	15,013	2.26	2.10	16,617	16,339				

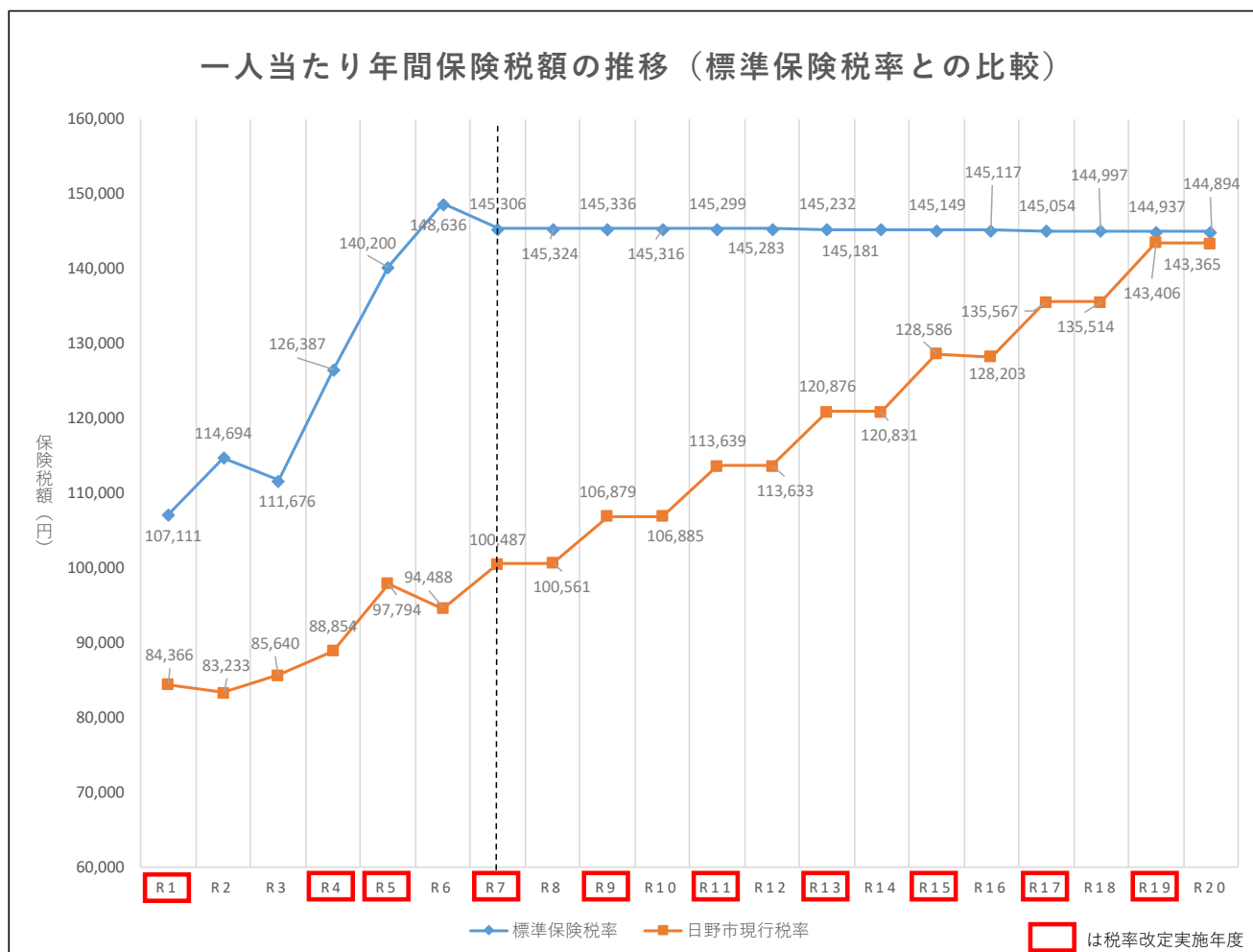
6-1. 令和6年度標準保険税率

区 分	基礎課税額(医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合 計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
標準保険税率 (介護なし)	8.24%	49,690円	2.93%	17,228円	2.40%	17,401円	13.57% 11.17%	84,319円 66,918円
現行保険税率 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
差 (介護なし)	△ 2.64%	△ 17,290円	△ 1.03%	△ 5,828円	△ 0.50%	△ 3,301円	△ 4.2% △ 3.7%	△ 26,419円 △ 23,118円

6-2. 国民健康保険税率等の令和7年度改定内容(案)

区 分	基礎課税額(医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合 計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行税率 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
改定案 (介護なし)	5.80%	34,500円	2.10%	12,300円	2.10%	14,700円	10.0% 7.90%	61,500円 46,800円
差 (介護なし)	0.20%	2,100円	0.20%	900円	0.20%	600円	0.60% 0.40%	3,600円 3,000円

7. 財政健全化(変更)計画書について



財政健全化変更計画書における税率

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
被保険者数	36,068人	35,437人	34,953人	35,000人	34,000人	31,500人	30,083人	29,872人	29,663人	29,455人
合計税率（所得割）	8.20%	8.20%	8.20%	8.80%	9.40%	9.40%	10.00%	10.00%	10.60%	10.60%
合計税率（均等割）	50,700円	50,700円	50,700円	54,300円	57,900円	57,900円	61,500円	61,500円	65,100円	65,100円
改定有無	有		有	有	有		有		有	

※新型コロナウイルスの影響によりR3改定をR4に延期

	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
被保険者数	29,249人	29,044人	28,841人	28,639人	28,439人	28,240人	28,042人	27,846人	27,651人	27,457人
合計税率（所得割）	11.20%	11.20%	11.80%	11.80%	12.40%	12.40%	13.00%	13.00%	13.57%	13.57%
合計税率（均等割）	68,700円	68,700円	72,300円	72,300円	75,900円	75,900円	79,500円	79,500円	84,319円	84,319円
改定有無	有		有		有		有		有	

8. 国民健康保険税の軽減・減免

① 世帯の所得による軽減

前年中の世帯の所得合計(擬制世帯主等含む)が以下に該当する場合、均等割額が軽減される。(所得申告が済んでいれば申請は不要)

軽減割合	軽減判定所得(これ以下の世帯が該当)	軽減される金額
7割軽減	43 万円 + {10 万円×(給与所得者等の数※-1)}	[医療分] 22,680 円/人、[支援分] 7,980 円/人 [介護分] 9,870 円/人
5割軽減	43 万円+(29 万 5 千円×加入者数) + {10 万円×(給与所得者等の数※-1)}	[医療分] 16,200 円/人、[支援分] 5,700 円/人 [介護分] 7,050 円/人
2割軽減	43 万円+(54 万 5 千円×加入者数) + {10 万円×(給与所得者等の数※-1)}	[医療分] 6,480 円/人、[支援分] 2,280 円/人 [介護分] 2,820 円/人

※給与所得者等…一定の給与所得者(専従者給与を除く給与収入が 55 万円を超える方)と公的年金等に係る所得を有する者(65 歳未満:公的年金等の収入が 60 万円を超える方/65 歳以上:公的年金等の収入が 125 万円を超える方)。

② 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方への軽減

会社都合による離職をした方のうち、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する方は、申請により保険税の軽減が適用される。

③ 後期高齢者医療制度への移行に伴う減免

今まで会社の健康保険などに加入していた方が 75 歳になると後期高齢者医療保険へ移行することになる。その際、同一世帯で 65 歳以上の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入する場合(旧被扶養者)は、申請により軽減が適用される。ただし、上記①の軽減のうち 5 割、7 割軽減に該当している場合は、旧被扶養者減免は適用されない。

④ その他の軽減・減免

- 未就学児については、均等割額が2分の1に軽減されている。(令和4年4月より)
- 国民健康保険の被保険者が出産する(した)場合、産前産後期間(単胎:4か月、多胎:6ヶ月)について、国民健康保険税が免除される。(令和6年1月より)
- 風水害や火災など災害により資産に重大な損害を受けた、疾病等により収入が著しく減少し生活困窮の状態となった、刑事施設に拘留された等により、国民健康保険税の納付が困難となった場合、減免が受けられる場合がある。

※軽減や減免に該当しない場合は、分割納付等の相談を納税課で随時受け付けている。

9. 期別納付額における端数調整の見直しについて

日野市国民健康保険条例では、第15条で納期を規定しており、納期は第1期(7月1日から同月31日まで)から第9期(翌年3月1日から3月31日まで)となっているが、期別の金額については地方税法第20条の4の2、第6項に基づいて端数調整を行っている。

(課税標準額、税額等の端数計算)

第20条の4の2

6 地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

しかし、千円未満の端数を最初の納期限に合算することにより、年度当初の納税通知書が届いた後、半月程度で納付しなければいけない第1期が一番高額となってしまふ。

このため、期別金額の端数単位を 1,000 円から 100 円に変更することで、国民健康保険税を納付しやすい環境の整備を図るとともに、収納率の向上に繋げていきたいと考えている。

令和6年度の国民健康保険税額での比較

※7割軽減／単身世帯／介護あり

	端数調整 1,000円	端数調整 100円
1 期	9,300	2,100
2 期	1,000	1,900
3 期	1,000	1,900
4 期	1,000	1,900
5 期	1,000	1,900
6 期	1,000	1,900
7 期	1,000	1,900
8 期	1,000	1,900
9 期	1,000	1,900
合 計	17,300	17,300

端数調整 1,000 円の場合、第1期は第2期の **9.3 倍** となるが、
端数調整 100 円の場合、第1期は第2期の **1.1 倍** と平準化される。

別表

国保関連データ集

1.個人市民税調定額（年度末時点）

令和5年度	14,124,984 千円
令和4年度	13,836,201 千円
令和3年度	13,463,242 千円
令和2年度	13,585,186 千円

2.国民健康保険税調定額（当初賦課時点）

令和6年度	3,124,925 千円
令和5年度	3,185,323 千円
令和4年度	3,197,686 千円
令和3年度	3,024,953 千円

3.国民健康保険税収納額（年度末時点）

令和5年度	収入済額	3,155,992,092 円	現年課税分徴収率	94.8 %	滞納繰越分徴収率	37.9 %
令和4年度	収入済額	3,109,885,598 円	現年課税分徴収率	94.5 %	滞納繰越分徴収率	32.5 %
令和3年度	収入済額	2,993,376,460 円	現年課税分徴収率	94.6 %	滞納繰越分徴収率	29.6 %
令和2年度	収入済額	2,949,524,146 円	現年課税分徴収率	93.6 %	滞納繰越分徴収率	32.4 %

4.国保特別会計収入額計及び一般会計繰入金額（年度末時点）

令和5年度	国保特会収入額合計	17,211,399,697 円	その他一般会計繰入金額	1,457,022,907 円	繰入率	8.5 %
令和4年度	国保特会収入額合計	16,686,272,406 円	その他一般会計繰入金額	1,527,136,119 円	繰入率	9.2 %
令和3年度	国保特会収入額合計	16,103,844,399 円	その他一般会計繰入金額	1,175,009,401 円	繰入率	7.3 %
令和2年度	国保特会収入額合計	15,363,443,559 円	その他一般会計繰入金額	1,368,127,000 円	繰入率	8.9 %

5.一人当たり保険税額及び医療費額（年度末時点）

令和5年度	保険税額	98,047 円	医療費額	405,790 円
令和4年度	保険税額	92,809 円	医療費額	379,502 円
令和3年度	保険税額	86,400 円	医療費額	361,432 円
令和2年度	保険税額	84,571 円	医療費額	331,952 円

6.一人・一世帯当たり平均所得額（年度末時点）

令和5年度	一人当たり	1,013,240 円	一世帯当たり	1,419,059 円
令和4年度	一人当たり	924,776 円	一世帯当たり	1,309,578 円
令和3年度	一人当たり	858,206 円	一世帯当たり	1,229,962 円
令和2年度	一人当たり	859,102 円	一世帯当たり	1,247,883 円

7.減額賦課【7割・2割・5割軽減】対象世帯数（当初賦課時点）

令和6年度	7割	6,818 世帯	5割	2,489 世帯	2割	2,277 世帯
令和5年度	7割	6,750 世帯	5割	2,618 世帯	2割	2,469 世帯
令和4年度	7割	6,802 世帯	5割	2,574 世帯	2割	2,538 世帯
令和3年度	7割	6,724 世帯	5割	2,598 世帯	2割	2,667 世帯

8.世帯課税限度額及び限度額超過世帯数（当初賦課時点）

令和6年度	課税限度額	1,060,000 円	限度額超過世帯数	293 世帯
令和5年度	課税限度額	1,040,000 円	限度額超過世帯数	320 世帯
令和4年度	課税限度額	1,020,000 円	限度額超過世帯数	298 世帯
令和3年度	課税限度額	990,000 円	限度額超過世帯数	279 世帯

9.非自発的失業による軽減該当世帯数（年度末時点）

令和5年度	432 世帯
令和4年度	245 世帯
令和3年度	316 世帯
令和2年度	295 世帯

10.減免該当世帯数及び減免額（年度末時点）

令和5年度	世帯数	262 世帯	減免額	6,450 千円
令和4年度	世帯数	307 世帯	減免額	12,580 千円
令和3年度	世帯数	398 世帯	減免額	21,729 千円
令和2年度	世帯数	1,377 世帯	減免額	96,145 千円